

◆東日本大震災復興対策◆

被災地の復興につながる人材育成のために、 キャリア形成促進助成金の 特例措置を設けます。

キャリア形成促進助成金は、事業主が従業員に対して職業訓練を実施したり、従業員の自発的な職業能力開発を支援した場合に、訓練経費や訓練中の賃金などを助成する制度です。

この制度を震災復興のための人材育成に活用していただくため、「訓練等支援給付金」に下記の特例措置を設けます。(制度の概要については裏面をご覧ください)

訓練等支援給付金の特例措置

特例措置は、平成23年11月24日以降に訓練を開始する場合に適用されます。

対象となる 事業主	1.被災地の事業主 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県内の、東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村内に所在地のある事業主（大企業・中小企業とも）		2.被災地以外で 震災などの影響を受けた中小企業事業主 以下のいずれにも該当することが必要です。 ●震災、風評被害、急激な円高などの影響により事業活動の縮小を余儀なくされ、1か月間の売上高、生産量等がその直前の1か月または前年同月と比べ5%以上減少している、またはする見込みである（見込みの場合は、支給申請時に減少したことを確認します） ●現在の事業分野以外の新たな事業展開を行うため従業員に職業訓練を行うこと	
	助成対象	現行の助成率 (カッコ内は大企業に対する助成率)	特例措置	現行の助成率 (中小企業に限ります)
① 正規労働者を対象とした職業訓練OFF-JT	1/3 (-)	1/2 (1/3)	1/3	1/2
② 非正規労働者を対象とした職業訓練OFF-JT	1/2 (1/3)	2/3 (1/2)	1/2	2/3
③ 労働者の自発的な職業能力開発に対する支援	1/2 (-)	2/3 (1/3)	1/2	2/3

◆詳細は、最寄りの都道府県労働局へお問い合わせください。



厚生労働省・都道府県労働局



日本はひとつ
しごとプロジェクト

キャリア形成促進助成金には「訓練等支援給金」と「中小企業雇用創出等能力開発助成金」があり、今回の特例措置を設ける訓練等支援給付金の基本の助成率は以下のとおりです。

※「中小企業雇用創出等能力開発助成金」の特例措置はありません。

●表中の**太字部分**が、今回特例措置を設けた項目です。

訓練等支援給付金

1 年間職業能力開発計画に基づき、従業員に職業訓練を受けさせる場合に、その経費や賃金の一部を助成します。

助成メニュー			中小企業	大企業
通常の労働者を対象	OFF-JT	賃金・経費助成【注①】	[助成率] 1/3	なし
	OJT	実施助成【注②】	1時間当たり 600円	なし
非正規労働者を対象	OFF-JT	賃金・経費助成【注①】	[助成率] 1/2	1/3
	OJT	実施助成【注②】	1時間当たり 600円	1時間当たり 600円

注① 経費助成の1人1コース当たりの限度額は、1コースの訓練時間が300時間未満の場合は5万円、300時間以上600時間未満の場合は10万円、600時間以上の場合は20万円。

注② 大臣認定等を受けた訓練に限る。限度額は1人当たり40万8千円。

2 **中小企業事業主が、従業員の自発的な職業訓練などの受講を支援する制度を整備した場合に助成します。**

支援内容	助成内容	助成率	制度導入の奨励金（3年以内）		利用促進の奨励金（3年経過後）
			制度利用者が初めて出た場合	利用者1人につき	利用者増加分1人につき
受講料などの経費を負担する制度を設けて支援する場合	負担した経費の1/2		15万円	5万円	2万円
職業能力開発のための休暇制度を設けて支援する場合	受講期間中に支払った賃金の1/2		15万円	5万円	2万円

【厚生労働省人事労務マガジンのご案内】

企業の皆さまのお役に立てる人事労務に関する情報をメルマガで配信しています。登録は<http://merumaga.mhlw.go.jp/>から

被災地の復興につながる産業分野の中小企業事業主の皆さまへ

**県外の大学院などで労働者に高度な研修をさせた場合
その費用を助成します!**

東日本大震災の被災地の復興に資する産業分野の事業を行う中小企業事業主が、雇用する労働者を中核的人材に育成するため、高度な研修・訓練（以下「研修等」という）を県外の大学院や研究機関等で受けさせた場合に、その受講料や住居費の一部を助成します。

「成長分野等人材育成支援事業（奨励金）」を拡充して支給します。

※ 健康、環境分野および関連するものづくり分野において、期間の定めのない従業員を雇い入れ、または他の分野から配置転換し、**Off-JT**（通常の業務を離れて行う職業訓練）を実施した事業主に対して、訓練費用の助成を行う制度。

奨励金支給対象事業主の主な要件

1. 雇用保険の適用事業主であること
2. 次の①から④に該当する中小企業事業主であること
 - ① 事業所が岩手県、宮城県、福島県に所在すること
 - ② 期間の定めなく雇用する労働者を、**県外の大学院や研究機関等で3か月以上2年以内**の期間、研修等を受講させる事業主であること
 - ③ ②の研修等は、**震災の復興に資する産業分野**に関連するものであること
 - ④ 研修等を受講させるため、**対象労働者の住居を移転(単身も可)**させ、住居費を負担すること

支給額

- 事業主が負担した研修等に要する費用（対象者1人につき年間**50万円**を上限）
- 事業主が負担した住居費の3分の2（対象者1人につき年間**40万円**を上限）

支給対象となる訓練経費・研修等の内容・手続きについては、裏面をご覧ください。



職業訓練計画

奨励金の支給を受けるには、事前に職業訓練計画を作成していただきます。

奨励金の支給を受けようとする対象労働者ごとに職業訓練計画を作成します。1人の労働者が1つの訓練計画につき受講できるのは1コースのみです。

職業訓練計画を立てる場合、主に以下の要件を満たすことが必要です。

1. **県外の大学院や研究機関等**の先進的な訓練機関における研修等であり、**対象労働者の転居を伴うものであること**
2. **被災県の復興に資する産業分野**に関する研修等であること
※ 事業所が所在する県の復興計画（岩手県東日本大震災津波復興計画、宮城県震災復興計画、福島県復興ビジョン）に沿った産業分野に属するもの。不明な場合はお問い合わせください。
3. 1コースの訓練期間が**3か月以上2年以内**であること
4. 社会人向けコース(夜間や土日休日を中心としたコース)は対象外であること
5. 遅くとも**平成25年3月31日**までに職業訓練計画を作成して受給資格認定申請を行い、その提出日から6か月以内に研修等を開始すること

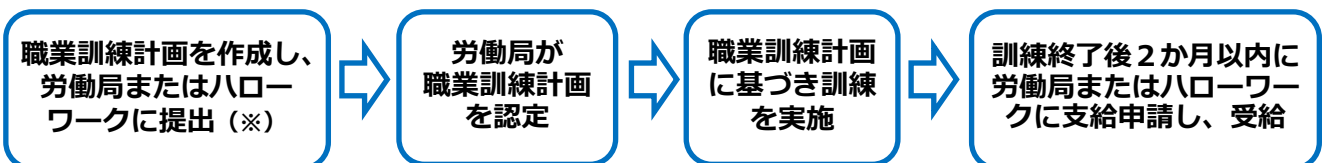
<注意> 趣味・教養や、職業人に共通のスキルを身につけるもの、講演会など訓練に直接関連しない内容のものは、この奨励金の対象になりません。

支給対象となる訓練経費

下記の経費が奨励金の対象となります。

- ◆**研修等に要する費用**…受講に際して必要となる授業料、入学料、教科書代など
※あらかじめ受講案内などで必要と定められているものに限りです。
➡ **このうち事業主が負担した額を支給（対象者1人につき年間50万円を上限）**
 - ◆**住居費**…受講に際して必要となる住居費、寮費など
※引越し費用、敷金・礼金などの初期費用は含まず、家賃額のみが対象です。
➡ **このうち事業主が負担した額の3分の2を支給（対象者1人につき年間40万円を上限）**
- 奨励金の支給額は、訓練期間の月数によって上限が決まっています。
○ 対象労働者が、研修等を修了または総訓練時間の8割以上を受講していることが必要です。

受給手続きの流れ



※ 職業訓練計画の審査には時間がかかりますので、訓練開始1か月前までに申請してください。

【注意事項】 この奨励金は、「キャリア形成促進助成金」など職業訓練を対象とする他の助成金と同一の事由で同時に支給を受けることはできませんので、ご注意ください。

◆ **詳細は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。**